

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 佐賀県の感染者発生状況

| | | |
|-----------------|----------------------------|-----------------|
| <u>3月13日(金)</u> | <u>1例目：20歳代 男性</u> | 佐賀市在住 |
| 3月31日(火) | 2例目：60歳代 女性 | 伊万里市在住 |
| 4月1日(水) | 3例目：40歳代 男性 | 武雄市在住 |
| <u>4月3日(金)</u> | <u>4例目：50歳代 女性</u> | 佐賀市在住 |
| 同日 | <u>5例目：20歳代 男性</u> | 佐賀市在住 (4例目の子) |
| 4月4日(土) | 6例目：30歳代 女性 | 東京都在住 |
| 4月5日(日) | 7例目：60歳代 女性 | 有田町在住 (6例目の母) |
| | ※6例目との接触後に有田町には一切立ち寄っていない。 | |
| 同日 | 8例目：80歳代 女性 | みやき町在住 (6例目の祖母) |
| <u>4月7日(火)</u> | <u>9例目：60歳代 男性</u> | 佐賀市在住 |
| 同日 | <u>10例目：60歳代 女性</u> | 佐賀市在住 (9例目の妻) |
| 同日 | <u>11例目：30歳代 男性</u> | 佐賀市在住 |
| 4月9日(木) | 12例目：20歳代 男性 | 玄海町在住 |
| 4月11日(土) | 13例目：60歳代 男性 | 鳥栖市在住 |
| 4月14日(火) | 14例目：20歳代 男性 | 唐津市在住 |
| 同日 | 15例目：50歳代 男性 | 唐津市在住 |

<陽性者15名の現状>

退院1、入院14 (うち、軽症者11、中等症者3)

<発生状況に関する県の認識>

いずれも県外からウイルスが持ち込まれたものと推定される。患者及び濃厚接触者は特定できており、同居の家族以外への感染拡大は生じておらず、封じ込めができている状態である。

2 対策本部会議

(1) 構成メンバー

市長、副市長、教育長、各部長、各支所長、交通局長、上下水道局長、富士大和温泉病院事務長

(2) 対策本部会議開催状況

| | 開催日時 | 内 容 |
|-----|---------------------|--|
| 第6回 | R2.3.27(金) 16:30 | <ul style="list-style-type: none"> ・第5回佐賀県対策本部(政府対策本部設置3/26を受けての県対策本部設置) ・「花いっぱいプロジェクト」の取り組み ・経済対策の検討 |

| | | |
|------|------------------------|---|
| 第7回 | R2. 3. 31 (火) 17:00 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染者情報の確認（県内2例目/伊万里市） ・イベント、市有施設の取り扱い |
| 第8回 | R2. 4. 2 (金) 13:55 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染者情報の確認（県内3例目/武雄市） ・経済対策の検討 ・市民生活への影響と対応策 |
| 第9回 | R2. 4. 4 (土) 10:00 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染者情報の確認（県内4・5例目/佐賀市2・3例目） ・イベント、市有施設、学校の取り扱い |
| 第10回 | R2. 4. 8 (水) 10:00 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急事態宣言を受けての市対策本部設置（特措法上の位置付け確認）</u> ・感染者情報の確認（県内9・10例目/佐賀市4・5例目） ・市有施設、学校の取り扱い ・市民生活への影響と対応策 |
| 第11回 | R2. 4. 9 (木) 15:00 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染者情報の確認（県内11例目/佐賀市6例目） ・<u>学校の取り扱い（開校継続）</u> ・風評被害と啓発 |
| 第12回 | R2. 4. 15 (水) 13:30 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染者情報の確認（県内12～15例目） ・議会全員協議会での説明 ・経済対策の概要 |

3 市の対応状況

(1) 小中学校関係

ア 佐賀市立小中学校令和2年度教育活動の開始

- ・始業式：4月6日（月）
- ・学校給食の実施
- ・中学校の部活動実施
（合同練習、対外試合等は自粛）
- ・感染症予防のために保護者が児童生徒を登校させない場合、「欠席扱いとしない」

イ 前学年の未指導分を学習

4月6日から4月10日までの1週間

ウ 佐賀市立小中学校入学式

感染拡大防止策を講じて実施

小学校：4月10日（金） 中学校：4月9日（木）

（北山、芙蓉、松梅、三瀬は小中合同で9日実施）

エ 佐賀市立小中学校における欠席状況調査（4月6日以降）

| | | 小学校 12,537 名 | | 中学校 5,361 名 | |
|----------|--------|--------------|------|-------------|------|
| | | 発熱等 | 感染予防 | 発熱等 | 感染予防 |
| 4/6 (月) | 始業式 | 52 | 46 | 8 | 5 |
| 4/7 (火) | | 69 | 64 | 21 | 7 |
| 4/8 (水) | | 88 | 91 | 20 | 13 |
| 4/9 (木) | 中学校入学式 | 94 | 125 | 2 | 5 |
| 4/10 (金) | 小学校入学式 | 112 | 133 | 22 | 33 |
| 4/13 (月) | | 122 | 105 | 32 | 28 |
| 4/14 (火) | | 98 | 97 | 47 | 27 |

(2) コールセンターの状況

【開設日】 3月14日（土） 【開設時間】 8：30～17：30

| 月 日 | 相談件数 | 主 な 相 談 内 容 |
|-----------------|------|--|
| 3/14～3/21 | 19 | ○感染者に関すること ・感染者の行動歴等の詳細を知りたい。 |
| ～3/28 (土) まで | 18 | ○自分又は家族の症状に関すること ・症状があるがPCR検査は受けられるのか |
| ～4/4 (土) まで | 28 | ○マスクについて ・マスクが売っていない |
| 4/5 (日) | 0 | ○イベントの中止、施設の閉館の状況について |
| 4/6 (月) | 19 | ※4/6以降 |
| 4/7 (火) | 13 | ○給付金について (239件中134件) ・給付の要件等詳細を知りたい。 |
| 4/8 (水) | 43 | (個人給付 (30万円) 120件、 事業者給付 (100万円、200万円) 14件) |
| 4/9 (木) | 37 | ○大和の小中学校入学式の中止について (3件) |
| 4/10 (金) | 40 | ・4/7の9例目の患者が大和町内の医療機関を受診し、当該医療機関従事者がPCR検査の対象となっていることを地域住民が知ったため。 |
| 4/11 (土) | 3 | |
| 4/12 (日) | 3 | |
| 4/13 (月) | 50 | |
| 4/14 (火) | 31 | |
| 計 | 304 | |

4 市内の経済状況と対策

☆(1) 緊急経済対策

別紙1のとおり

(2) その他市民生活等への影響及び対応策

ア 感染拡大への不安（感染症予防策、相談・問い合わせなど）

市報特集号による情報発信【5/1号特集】

イ 消毒用アルコール等の消毒液不足

公共施設や民間の医療・介護施設、保育園等への次亜系消毒液の提供

ウ 外出自粛に伴う家庭内問題（高齢者等の運動不足、子育てへのストレス増大、DV、児童虐待、人権問題の増加懸念）

情報発信（市報やHP、テレビ等による啓発）や相談窓口の再周知など

エ 来佐者等への注意喚起

不要不急の外出自粛などの周知（場所：駅、バスセンター）

オ 水害等災害時の避難場所の環境確保

避難所の設置場所の検討や衛生対策（避難者間の距離の確保、消毒、手洗い、検温など感染予防の徹底）

カ 休業、失業等での減収による生活困窮

- ・市営住宅の家賃 … 収入再認定による家賃の変更など
- ・上下水道使用料 … 支払猶予。また機械的な給水停止は行わない。

☆ ・市税、保険税 … 納税猶予（別紙2のとおり）、減免

(3) 国の対策への対応

☆ ア 傷病手当金の支給（国民健康保険）

別紙3のとおり

☆ イ 生活支援臨時給付金の支給

別紙3のとおり

☆ ウ 子育て世代への臨時特別給付金の支給

児童手当受給世帯への子一人当たり1万円の支給

（ 想定対象児童数：32,000人×1万円＝3億2,000万円
事務経費見込み：約800万円 ）

佐賀市版 緊急経済対策（案）

議会全員協議会資料
令和2年4月16日
経済部・企画調整部

別紙1

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う様々なイベントの中止、政府等による外出自粛要請等により、大きな影響を受けている市内の中小企業者・小規模企業者に対し、次の「対策の基本的な考え方」に基づき支援する。

2 対策の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、市民の安全安心を確保しつつ、地域経済の影響を最小限に留め、雇用を守る。

- ①可能な限り感染リスクの少ない『市内完結型での経済循環』を促す。
- ②既に影響の大きい業種への対策を優先的に実施する。
- ③市対策は、国の経済対策の実施前までに極力着手（4月下旬から順次）
- ④事業実施における留意事項
⇒3密（密閉・密集・密接）を避けるための取組を講じていること
※ただし、佐賀県に緊急事態宣言が発出されるなど、市内で感染拡大のおそれがある場合は停止する。

3 佐賀市の事業所数の状況（出典：H28年経済センサス）

| 中分類業種 | 事業所数 | 構成比 | 従業員数 | 構成比 |
|----------------|--------|---------|---------|---------|
| 飲食店 | 1,396 | 11.98% | 9,333 | 8.28% |
| その他の小売業 | 914 | 7.84% | 5,500 | 4.88% |
| 洗濯・理容・美容・浴場業 | 806 | 6.91% | 2,387 | 2.12% |
| 飲食料品小売業 | 661 | 5.67% | 6,265 | 5.56% |
| 医療業 | 574 | 4.92% | 10,169 | 9.02% |
| 不動産賃貸業・管理業 | 444 | 3.81% | 1,268 | 1.12% |
| 総合工事業 | 442 | 3.79% | 4,387 | 3.89% |
| 社会保険・社会福祉・介護事業 | 432 | 3.71% | 8,014 | 7.11% |
| 織物・衣服・身の回り品小売業 | 379 | 3.25% | 1,798 | 1.59% |
| (中 略) | | | | |
| 宿泊業 | 75 | 0.64% | 1,140 | 1.01% |
| 全体（95業種） | 11,656 | 100.00% | 112,731 | 100.00% |

- 本市の事業所数は、飲食店が最も多い。
- 飲食店、小売業、宿泊業の事業所数は3,864件（33.1%）となり、全体の1/3を占めている。

4 セーフティネットの認定状況（R2.4.15時点）

| 中分類業種 | 認定件数 | 平均売上減少率 (見込み含む) |
|-----------------|------|--------------------|
| 飲食店 | 87 | 38% |
| 総合工事業 | 26 | 49% |
| その他の小売業 | 22 | 26% |
| 洗濯・理容・美容・浴場業 | 21 | 25% |
| 設備工事業 | 18 | 42% |
| 食料品製造業 | 18 | 25% |
| 職別工事業(設備工事業を除く) | 16 | 38% |
| 飲食料品卸売業 | 16 | 26% |
| 機械器具小売業 | 16 | 43% |
| 飲食料品小売業 | 14 | 33% |
| その他の卸売業 | 10 | 39% |
| 宿泊業 | 10 | 63% |
| 織物・衣服・身の回り品小売業 | 9 | 43% |
| (中 略) | | |
| 合計 | 409 | |

- 認定事業者は、飲食店が最も多く、外出自粛等による消費低迷の影響によるものと考えられる。
- 宿泊業については、売上の平均減少率が63%となっており、昨夏の韓国との国交悪化から始まった外国人観光客等の減少、国内旅行・出張の自粛によるものと考えられる。
- 飲食店、小売業、宿泊業で、全体の認定件数の4割程度を占めており、特に影響が大きいと考えられる。

佐賀市版 緊急経済対策

- ① 宿泊補助事業
- ② 温泉給湯使用料減免
- ③ クーポン券発行事業
- ④ ふるさと納税PR事業
- ⑤ ECサイトによる市産品販売促進事業

佐賀市版 緊急経済対策（案）【事業費総額：1億2千万円】

① 宿泊補助事業

- ・対象施設 市内の旅館、ホテル
- ・対象者 市民（同居家族単位での利用。単身可）
- ・対象商品 施設が設定する専用割引プラン及びテレワークプラン（事前に事務局へ登録）
- ・販売場所 各宿泊施設・事業事務局(観光協会等)
- ・宿泊施設の参加条件
登録制(3密対策の徹底⇒対策計画提出)
利用者確認（運転免許証、宿泊者名簿の提出等）
- ・限度額 宿泊費の半額(1万円上限:1人1泊)
※テレワークの場合は泊が無くても可
- ・事業費 30,000千円
〔 @1万円×2,400人泊 = 2,400万円 事務費600万円 〕
- ・販売期間 発売から概ね2か月
- ・使用期限 令和3年3月まで

② 温泉給湯使用料減免

- ・温泉給湯は口数により定額（1口は6L/分）
- ・利用客の減少に伴い温泉使用料も減少しているため、実際の使用状況を鑑み減額する。
- ・減額期間 2月程度（状況に応じて延長も検討）
- ・減額率 一律8割（減額見込 595千円/月）

《実施期間》

| R2年4月 | 5月 | 6月 | 7月～R3年3月 |
|-----------------------------|--------------------------|----|----------|
| ① 宿泊補助 | | | |
| ② 給湯使用料減免 | | | |
| | ③ クーポン券発行 (9月末) | | |
| ④ ふるさと納税PR ▶市内で感染が拡大しても継続可能 | | | |
| | ⑤ ECサイト ▶市内で感染が拡大しても継続可能 | | |

③ クーポン券発行事業

- ・対象業種（登録制）
【飲食店】・売上が前年同月比10%以上減少の店舗
・3密対策を講じる店舗 **（対策計画提出）**
※テイクアウト等に取り組む店舗も対象
※バー、キャバレー、ナイトクラブなど接客を伴う店舗は対象外
- 【小売業】 売上が前年同月比10%以上減少の店舗
※小売業以外でも、市内に販売するための店舗を構える事業者は対象に含む(土産物等)
- ・対象者 市民
（販売時に利用者確認（運転免許証等））
（店内飲食は、同居家族単位での利用。単身可）
- ・プレミアム率 25%（4,000円で購入→5,000円利用）
- ・事業費 65,000千円
- ・発売総額 160,000千円（4,000円×40,000冊）
- ・発行総額 200,000千円（5,000円×40,000冊）
- ・期間 9月末までを予定（延長の場合あり）

④ ふるさと納税PR事業

- ・ふるさと納税のPRを強化し、地場産品の販売拡大
- ・登録品目 約800品目：米、肉、海苔、果物等
- ・事業費 既決予算対応（ポータルサイト、SNS等広報）

⑤ ECサイトによる市産品販売促進事業

- ・市産品を扱うEC(電子商取引)サイトで市産品を販売
- ・ネット上でイベント（動画配信によるクイズ等）を開催し参加者にはECサイトで使えるクーポン券を発行
- ・事業費 25,000千円
（=サイト+動画+広報+事務費）

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置(案)について
(未定稿)

令和元年度及び令和 2 年度課税分への対応

1 徴収の猶予制度の特例【納税課、保険年金課関係】

(1) 対象となる方

次の①及び②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象

①新型コロナウイルスの影響により、令和 2 年 2 月以降の任意の期間（1 か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね 20%以上減少していること。

②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(2) 対象となる税

令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までに納期限が到来する個人・法人住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税などが対象

(3) 特例の内容

無担保かつ延滞金なしで 1 年間、徴収猶予

(4) 申請手続

関係法令の施行から 2 か月後、又は、納期限のいずれか遅い日までに申請必要

2 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長【市民税課関係】

税率を 1%分軽減する特例措置の適用期限を 6 か月延長

⇒令和 3 年 3 月 31 日までに取得したものを対象

令和 3 年度以降の課税分への対応

1 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置【資産税課関係】

(1) 対象となる方等

令和 3 年 1 月 31 日までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受けて各市町村に申告した者。虚偽の記載をした場合の罰則あり。

(2) 軽減措置の内容

①令和 3 年度課税分に限定。

②令和 2 年 2 月～10 月までの任意の 3 か月間の売上高が、前年の同期間と比べて

| | |
|--------------------|-----------|
| 30%以上 50%未満減少している者 | 2 分の 1 軽減 |
| 50%以上減少している者 | 全額軽減 |

2 その他の措置

(1) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長【資産税課関係】

(2) イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金税額控除の適用【市民税課関係】

(3) 所得税の住宅ローン控除の適用要件緩和に伴う対応【市民税課関係】

※各税制上の措置の実施のためには、地方税法及び佐賀市市税条例の改正が必要

○ 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について

1 制度概要と国の対応

厚生労働省は「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」とし、令和2年3月24日に条例参考例等を示した。

本来、傷病手当金は、保険財政上余裕がある場合などに、条例等を制定して行うが、感染拡大防止のため、被用者が感染した場合に休みやすい環境を整備し、速やかに市民へ周知を図るため、緊急的・特例措置として当該支給に要した費用を財政支援することとした。

2 国が示す対象者及び支給要件等

(1) 対象者 被用者のうち、新型コロナウイルス感染者、又は発熱等があり感染が疑われる者

(2) 支給対象となる日数

労務ができなくなった日から3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日

(3) 支給額 直近の継続した3月間の給与収入合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数

(4) 適用期間

令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため労務ができない期間（ただし、入院が継続する場合等は、延長）

3 予算（見込み）

500万円程度

4 条例改正

傷病手当金を支給するためには、佐賀市国民健康保険条例（佐賀市後期高齢者医療に関する条例）の改正が必要となる。

○ 生活支援臨時給付金の支給について

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対し、生活維持のための臨時の支援として一律に30万円を給付する。

給付の対象：次の①または②のいずれかを満たす世帯

今年2～6月の
いずれかの月収が

下表の基準の月収以下

① 昨年と比べて
減少した

かつ

| 扶養親族数 | 世帯主月収 |
|--------|-------|
| なし(単身) | 10万円 |
| 1人 | 15万円 |
| 2人 | 20万円 |
| 3人 | 25万円 |

※比較の方法は未定

または

② 昨年と比べて
半分以下になった

かつ

| 扶養親族数 | 世帯主月収 |
|--------|-------|
| なし(単身) | 20万円 |
| 1人 | 30万円 |
| 2人 | 40万円 |
| 3人 | 50万円 |

※比較の方法は未定

2 市の実施体制

専任のセクションを新設予定。

3 予算（見込み）

81.6億円（給付金81億円、事務経費0.6億円）

※給付対象世帯は27,000世帯と推計（国の補正予算案における給付率（26.6%）を用いて算定）

※実施に要する給付金及び給付事務にかかる事務経費は国が補助（10/10）

4 その他

収入判定の対象者を世帯主に限らず拡大する案等、詳細については総務省において検討中。